

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	174,641,100
計	174,641,100

② 【発行済株式】

種 類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年6月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内 容
普通株式	61,394,016	61,394,016	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	61,394,016	61,394,016	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 平成21年6月26日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,626(注)1,3	1,197(注)1,6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	162,600(注)3	119,700(注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,664(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日～ 平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の、取締役を兼務しない執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年退職した場合、会社都合により地位を失った場合は、この限りではない。 ②新株予約権者において降格若しくはこれに準ずる事由が生じた場合は、取締役会の決議を経て付与した新株予約権を取消若しくはこれを減ずることができるものとする。 ③新株予約権の質入、相続は認めないものとする。 ④その他の条件については、第45回定時株主総会及び新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 当事業年度において、権利行使等により、新株予約権の数8,346個と、新株予約権の目的となる株式の数834,600株は減少しております。

4 新株予約権の行使による株式発行については、自己株式で充当するため、発行価額及び資本組入額は定めておりません。

5 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、また、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、当社は本新株予約権を無償で取得することができます。

6 権利行使等により、新株予約権の数429個と、新株予約権の目的となる株式の数42,900株は減少しております。

② 平成22年6月29日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	130(注)1, 3	122(注)1, 6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,000(注)3	12,200(注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,306(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月2日～ 平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職または会社都合により地位を失った場合は、この限りではない。 ②新株予約権者において、降格もしくはこれに準じる事由が生じた場合は、取締役会の決議を経て、付与した新株予約権を取消もしくはこれを減ずることができるものとする。 ③新株予約権の質入れ、相続は認めないものとする。 ④その他の条件については、第46回定時株主総会及び新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権の取得に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 当事業年度において、権利行使等により、新株予約権の数305個と、新株予約権の目的となる株式の数30,500株は減少しております。

4 新株予約権の行使による株式発行については、自己株式で充当するため、発行価額及び資本組入額は定めておりません。

5 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、また、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、当社は本新株予約権を無償で取得することができます。

6 権利行使により、新株予約権の数8個と、新株予約権の目的となる株式の数800株は減少しております。

③ 平成23年6月29日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	678(注)1, 3	585(注)1, 6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,800(注)3	58,500(注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,351(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成25年7月1日～ 平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職または会社都合により地位を失った場合は、この限りではない。 ②新株予約権者において、降格もしくはこれに準じる事由が生じた場合は、取締役会の決議を経て、付与した新株予約権を取消もしくはこれを減ずることができるものとする。 ③新株予約権の質入れ、相続は認めないものとする。 ④その他の条件については、第47回定時株主総会及び新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権の取得に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 当事業年度において、権利行使等により、新株予約権の数1,517個と、新株予約権の目的となる株式の数151,700株は減少しております。

4 新株予約権の行使による株式発行については、自己株式で充当するため、発行価額及び資本組入額は定めておりません。

5 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、また、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、当社は本新株予約権を無償で取得することができます。

6 権利行使等により、新株予約権の数93個と、新株予約権の目的となる株式の数9,300株は減少しております。

④ 平成24年6月28日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,490(注)1,3	1,460(注)1,6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	149,000(注)3	146,000(注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,645(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成26年7月1日～ 平成29年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職または会社都合により地位を失った場合は、この限りではない。 ②新株予約権者において、降格もしくはこれに準じる事由が生じた場合は、取締役会の決議を経て、付与した新株予約権を取消もしくはこれを減ずることができるものとする。 ③新株予約権の質入れ、相続は認めないものとする。 ④その他の条件については、第48回定時株主総会及び新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権の取得に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 当事業年度において、退職等により、新株予約権の数60個と、新株予約権の目的となる株式の数6,000株は減少しております。

4 新株予約権の行使による株式発行については、自己株式で充当するため、発行価額及び資本組入額は定めておりません。

5 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、また、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、当社は本新株予約権を無償で取得することができます。

6 退職により、新株予約権の数30個と、新株予約権の目的となる株式の数3,000株は減少しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年11月15日	△6,000,000	61,394,016	—	62,504	—	62,526

(注) 発行済株式総数増減数の減少は、自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区 分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団 体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個 人 その他	計	
					個人以外	個 人			
株主数(人)	—	48	26	200	282	11	6,850	7,417	—
所有株式数 (単元)	—	162,585	5,013	85,497	250,907	48	109,559	613,609	33,116
所有株式数 の割合(%)	—	26.50	0.82	13.93	40.89	0.01	17.85	100.00	—

(注) 自己株式2,204,175株は、「個人その他」に22,041単元、「単元未満株式の状況」に75株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,769	12.65
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人：株式会社みずほ銀行決済営業部) (常任代理人：香港上海銀行東京支店) (常任代理人：三井住友信託銀行株式会社)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A (東京都中央区月島4丁目16-13) (東京都中央区日本橋3丁目11-1) (東京都中央区日本橋本町4丁目11-5)	3,888	6.33
有限会社青山物産	広島県福山市王子町一丁目3番5号	3,713	6.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,173	5.16
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人：株式会社みずほ銀行決済営業部) (常任代理人：株式会社三菱東京UFJ銀行)	RUE MONTROYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都中央区月島4丁目16-13) (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	2,350	3.82
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人：シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	2,069	3.37
MELLON BANK, N. A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理人：株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4丁目16-13)	1,962	3.19
青山 理	広島県福山市	1,835	2.98
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	1,720	2.80
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人：モルガン・スタンレーM&F証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U. K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)	1,686	2.74
計	—	30,169	49.14

- (注) 1 所有株式数は、1,000株未満を切り捨てて表示しております。
2 当社は、自己株式2,204千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記の大株主から除いております。
3 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
- | | |
|----------------------|---------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 7,769千株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 3,173千株 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 1,720千株 |

- 4 三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び、日興アセットマネジメント株式会社から平成26年3月20日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成26年3月14日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目4番1号	2,130	3.47
三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	133	0.22
日興アセットマネジメント 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	135	0.22
合計	—	2,399	3.91

- 5 野村證券株式会社及びその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLC及び、野村アセットマネジメント株式会社から平成26年4月7日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成26年3月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目9番1号	107	0.17
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	1	0.00
野村アセットマネジメント 株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目12番1号	2,329	3.79
合計	—	2,438	3.97

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,204,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 59,156,800	591,568	—
単元未満株式	普通株式 33,116	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	61,394,016	—	—
総株主の議決権	—	591,568	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「株式給付信託(J-ESOP)」により信託口が所有する当社株式が185,900株含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式75株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 青山商事株式会社	広島県福山市王子町 一丁目3番5号	2,204,100	—	2,204,100	3.59
計	—	2,204,100	—	2,204,100	3.59

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

(平成21年6月26日定時株主総会決議)

当該制度は、会社法第236条、同第238条及び同第239条に基づき、平成21年6月26日第45回定時株主総会終結時に在籍する当社及び当社子会社の、取締役を兼務しない執行役員並びに従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成21年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 取締役を兼務しない執行役員並びに従業員 747名 子会社 (株)青山キャピタル 従業員 30名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数(株)	1,197,500株(上限) (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,664 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日～平成26年6月30日
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社及び当社子会社の、取締役を兼務しない執行役員または従業員の地位にあることを要する。 ただし、執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年退職した場合、会社都合により地位を失った場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者において、降格若しくはこれに準じる事由が生じた場合は、取締役会の決議を経て付与した新株予約権を取消若しくはこれを減ずることができるものとする。 ③ 新株予約権の質入れ、相続は認めないものとする。 ④ その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 第45回定時株主総会での決議以降、付与対象者の権利行使等により、平成26年5月31日現在の付与対象者数及び株式数は、99名で119,700株となっております。

2 新株予約権発行日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。
ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成22年6月29日定時株主総会決議)

当該制度は、会社法第236条、同第238条及び同第239条に基づき、平成22年6月29日第46回定時株主総会終結時に在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成22年6月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成22年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 従業員 54名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数(株)	54,500株(上限) (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,306 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成24年7月2日～平成27年6月30日
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社従業員の地位にあることを要する。 ただし、定年退職または会社都合により地位を失った場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者において、降格もしくはこれに準じる事由が生じた場合は、取締役会の決議を経て付与した新株予約権を取消もしくはこれを減らすことができるものとする。 ③ 新株予約権の質入れ、相続は認めないものとする。 ④ その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 第46回定時株主総会での決議以降、付与対象者の権利行使等により、平成26年5月31日現在の付与対象者数及び株式数は、13名で12,200株となっております。

- 2 新株予約権発行日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。
ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成23年6月29日定時株主総会決議)

当該制度は、会社法第236条、同第238条及び同第239条に基づき、平成23年6月29日第47回定時株主総会終結時に在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成23年6月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 従業員 222名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数(株)	240,500株(上限) (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,351 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成25年7月1日～平成28年6月30日
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社従業員の地位にあることを要する。 ただし、定年退職または会社都合により地位を失った場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者において、降格もしくはこれに準じる事由が生じた場合は、取締役会の決議を経て付与した新株予約権を取消もしくはこれを減ずることができるものとする。 ③ 新株予約権の質入れ、相続は認めないものとする。 ④ その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 第47回定時株主総会での決議以降、付与対象者の権利行使等により、平成26年5月31日現在の付与対象者数及び株式数は、55名で58,500株となっております。

2 新株予約権発行日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。
ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(平成24年6月28日定時株主総会決議)

当該制度は、会社法第236条、同第238条及び同第239条に基づき、平成24年6月28日第48回定時株主総会終結時に在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成24年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 従業員 148名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数(株)	156,000株(上限) (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,645 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成26年7月1日～平成29年6月30日
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社従業員の地位にあることを要する。 ただし、定年退職または会社都合により地位を失った場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者において、降格もしくはこれに準じる事由が生じた場合は、取締役会の決議を経て付与した新株予約権を取消もしくはこれを減ずることができるものとする。 ③ 新株予約権の質入れ、相続は認めないものとする。 ④ その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 第48回定時株主総会での決議以降、付与対象者の退職等により、平成26年5月31日現在の付与対象者数及び株式数は、138名で146,000株となっております。

- 2 新株予約権発行日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。
ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

当社は、平成26年2月12日開催の取締役会において、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしました。

1. 導入の目的

当社は、今年創業50周年を迎えるにあたり、従業員のインセンティブプランの一環として、現行の退職金制度に加え、退職時に当社の株式を給付しその価値を処遇に反映する本制度を導入することといたしました。

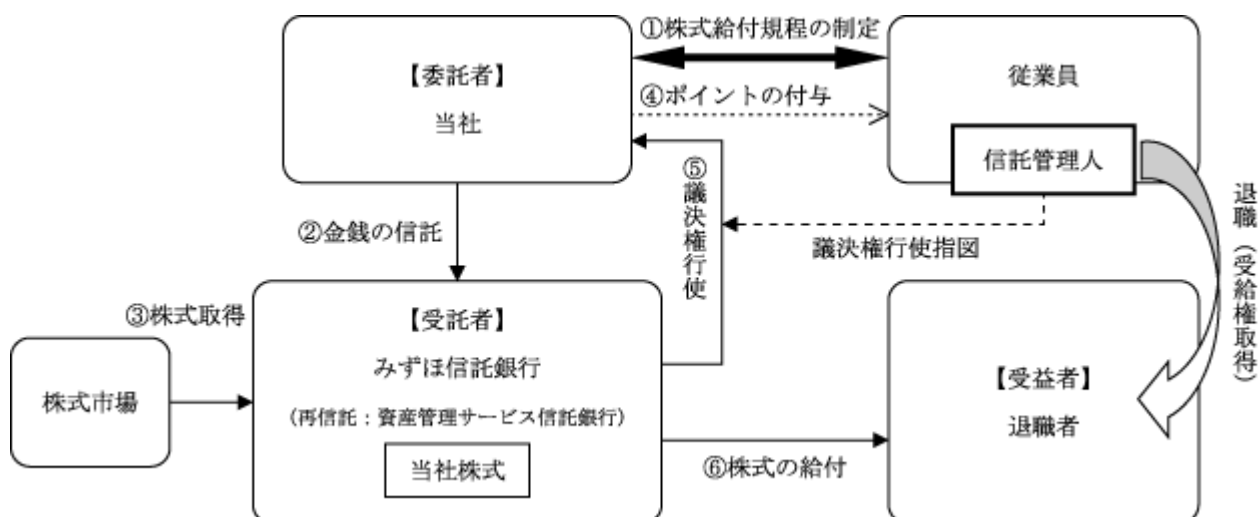
2. 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に、当該従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し資格等に応じてポイントを付与し、累積したポイントに相当する当社株式を従業員の退職時に給付します。退職者に給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め株式市場から取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の業績向上及び株価への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め株式市場から取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下、「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、退職時に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

3. 本信託の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付すること |
| (3) 委託者 | 当社 |
| (4) 受託者 | みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。 |
| (5) 受益者 | 株式給付規程の定めにより株式給付を受ける権利が確定した者 |
| (6) 信託契約日 | 平成26年3月17日 |
| (7) 信託設定日 | 平成26年3月17日 |
| (8) 信託の期間 | 平成26年3月17日から信託が終了するまで
(終了期日は定められておらず、制度が継続する限り信託は継続します。) |
| (9) 制度開始日 | 平成26年4月1日 |

4. 本信託における当社株式の取得内容

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 信託金額 | 494,939,431円 |
| (2) 取得株式総数 | 185,900株 |
| (3) 取得期間 | 平成26年3月17日から平成26年3月20日 |
| (4) 取得方法 | 東京証券取引所市場より取得 |

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

(会社法第155条第3号による取得)

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成25年5月10日)での決議状況 (取得期間平成25年5月14日～平成25年5月31日)	500,000	1,800,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	500,000	1,547,026
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	252,974
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	14.05
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	14.05

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成25年8月9日)での決議状況 (取得期間平成25年8月13日～平成25年8月30日)	500,000	1,500,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	500,000	1,332,634
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	167,366
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	11.16
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	11.16

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成25年11月8日)での決議状況 (取得期間平成25年11月12日～平成25年12月13日)	500,000	1,500,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	500,000	1,337,310
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	162,690
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	10.85
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	10.85

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成26年2月12日)での決議状況 (取得期間平成26年2月14日～平成26年3月14日)	1,000,000	3,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	1,000,000	2,562,492
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	437,508
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	14.58
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	14.58

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成26年5月9日)での決議状況 (取得期間平成26年5月13日～平成26年5月30日)	500,000	1,400,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	500,000	1,349,127
提出日現在の未行使割合(%)	—	3.63

(注) 「当期間における取得自己株式」には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日まで取得した自己株式数は含めておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

(会社法第155条第7号による取得)

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	1,046	2,795
当期間における取得自己株式	102	268

(注) 「当期間における取得自己株式」には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	6,000,000	15,798,000	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権の権利行使、単元未満株式の買増請求)	1,035,200	1,677,218	51,000	81,979
保有自己株式数	2,204,175	—	2,653,277	—

(注) 当期間におけるその他(新株予約権の権利行使、単元未満株式の買増請求)及び保有自己株式数には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使並びに単元未満株式の買増請求による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元は重要な経営課題であると認識しており、一層の利益還元を図るべく、配当性向35%を目処とした一部業績連動の配当を実施しております。

なお、この配当性向はデリバティブ評価損益など特殊・特別な損益を損益計算から除外し計算した当社単独の当期純利益に対する配当性向としております。具体的には、安定的な配当として、1株につき普通配当50円（中間配当25円、期末配当25円）とし、配当性向35%を目処に計算した配当が、50円を上回る場合は、その差を業績連動配当として期末に特別配当とさせていただきます。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当ができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、普通配当として1株につき25円、特別配当として1株につき30円、さらに当社が平成26年5月に創業50周年を迎えることができましたことを記念し、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するため、創業50周年記念配当として1株につき10円、合計1株につき65円といたします。

従いまして、中間配当とあわせた年間配当は、前期に比べ30円増配の1株当たり90円となりました。

内部留保資金の用途につきましては、開店資金並びに既存店舗の改装資金に充当するとともに、今後の新規事業展開のために活用し、業績の向上、経営効率の改善に努め、競争力のさらなる強化に取り組んでまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成25年11月8日 取締役会決議	1,514	25
平成26年6月27日 定時株主総会決議	3,847	65

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	1,755	1,714	1,755	2,435	3,160
最低(円)	1,120	1,087	1,202	1,356	2,259

(注) 最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高(円)	2,629	2,751	2,868	2,886	2,591	2,784
最低(円)	2,492	2,455	2,667	2,630	2,467	2,479

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長		宮前省三	昭和20年 2月26日生	昭和39年5月 当社入社 昭和52年6月 当社取締役 昭和57年5月 当社常務取締役商品第二部長 昭和62年5月 当社常務取締役商品部長 昭和62年12月 当社専務取締役商品本部長 平成9年6月 当社代表取締役社長兼総合企画本部長 平成11年8月 (株)青山キャピタル代表取締役社長(現任) 平成15年2月 当社代表取締役社長 平成17年6月 当社代表取締役副会長 平成21年6月 当社代表取締役会長(現任)	(注)4	364
代表取締役 副会長		宮前洋昭	昭和17年 9月14日生	昭和39年5月 当社入社 昭和49年5月 当社取締役 昭和57年5月 当社常務取締役営業部長 昭和62年12月 当社専務取締役営業本部長 平成3年3月 ブルーリバース(株)取締役(現任) 平成9年6月 当社代表取締役副社長兼営業本部長 平成12年6月 青山洋服股份有限公司董事長 平成13年10月 当社代表取締役副社長 平成17年6月 当社代表取締役副会長(現任)	(注)4	413
代表取締役 社長 兼執行役員 社長		青山理	昭和34年 3月1日生	昭和56年4月 当社入社 昭和62年12月 当社商品部長 昭和63年6月 当社取締役商品部長 平成元年6月 当社取締役商品副本部長 平成3年6月 当社常務取締役商品副本部長 平成9年6月 当社専務取締役商品本部長兼総合企画本部長補佐 平成13年10月 当社専務取締役スーツ事業本部長 平成15年2月 当社専務取締役営業本部長 平成17年2月 青山洋服商業(上海)有限公司董事長(現任) 平成17年6月 当社代表取締役社長兼執行役員社長(現任) 平成17年9月 青山洋服股份有限公司董事長(現任) 平成18年5月 (株)青山キャピタル取締役(現任) 平成19年4月 カジュアルランドあおやま(株)代表取締役社長 平成19年9月 (有)青山物産代表取締役(現任) 平成20年1月 (株)青五取締役(現任) 平成20年1月 (株)エム・ディー・エス取締役(現任) 平成20年1月 (株)栄商取締役(現任) 平成22年12月 (株)イーグルリテイリング代表取締役社長(現任) 平成23年7月 (株)g1ob取締役(現任)	(注)4	1,835

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
専務取締役 兼専務 執行役員	企画管理 本部長	宮 武 真 人	昭和23年 12月9日生	平成9年5月 (株)富士銀行(現(株)みずほフィナンシャルグループ)本所支店長 平成11年10月 当社入社管理副本部長 平成13年6月 当社社長室長 平成15年6月 当社取締役社長室長 平成16年12月 当社取締役管理本部長兼社長室長 平成17年6月 当社取締役兼専務執行役員企画管理本部長 兼総合企画部長 平成17年9月 青山洋服股份有限公司監査役(現任) 平成19年3月 (株)エム・ディー・エス取締役(現任) 平成19年3月 (株)栄商取締役(現任) 平成19年4月 カジュアルランドあおやま(株)取締役 平成19年6月 当社取締役兼専務執行役員企画管理本部長 平成21年6月 当社専務取締役兼専務執行役員企画管理本部長 平成22年12月 (株)イーグルリテイリング監査役(現任) 平成23年4月 当社専務取締役兼専務執行役員企画管理本部長 兼カジュアル・リユース事業本部長 平成23年7月 青山洋服商業(上海)有限公司監査役(現任) 平成23年12月 服良(株)監査役(現任) 平成25年5月 当社専務取締役兼専務執行役員企画管理本部長 (現任)	(注)4	9
取締役 兼常務 執行役員	営業 本部長	松 川 修 之	昭和33年 12月10日生	昭和57年2月 当社入社 平成13年5月 (株)青山キャピタル(出向)取締役 平成17年5月 (株)青山キャピタル(出向)取締役退任 平成17年6月 当社執行役員営業本部長兼営業企画部長 平成18年4月 当社執行役員営業本部長 平成19年6月 ブルーリバーズ(株)取締役(現任) 平成21年6月 当社取締役兼執行役員営業本部長 平成25年6月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長(現任)	(注)4	2
取締役 兼常務 執行役員	商品 本部長兼 カジュアル・リ ユース事業 本部長	岡 野 真 二	昭和37年 2月18日生	昭和59年3月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員商品本部長兼第二商品部長 平成17年6月 青山洋服商業(上海)有限公司董事(現任) 平成17年9月 青山洋服股份有限公司董事(現任) 平成20年6月 当社執行役員商品本部長 平成21年6月 当社取締役兼執行役員商品本部長 平成23年12月 服良(株)取締役(現任) 平成25年5月 当社取締役兼執行役員商品本部長兼カジュアル・ リユース事業本部長 平成25年6月 当社取締役兼常務執行役員商品本部長兼カジュアル・ リユース事業本部長(現任)	(注)4	4
取締役		内 林 誠 之	昭和24年 5月12日生	昭和51年4月 大阪地方裁判所裁判官判事補任官 昭和54年4月 松山地方・家庭裁判所転任 昭和56年3月 裁判官退官 昭和56年5月 弁護士開業 平成13年6月 当社監査役 平成25年6月 当社取締役(現任)	(注)4	4
常任監査役 (常勤)		遠 藤 幸 辰	昭和10年 2月9日生	平成8年7月 当社入社新規事業部部长 平成9年6月 当社経理部長 平成12年5月 (株)青山キャピタル監査役(現任) 平成12年6月 当社監査役(現任)	(注)5	8

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
監査役		大木 洋	昭和18年10月27日生	平成10年7月 海田税務署長 平成11年7月 広島国税局調査査察部査察管理課長 平成12年7月 広島国税局調査査察部次長 平成13年7月 広島国税局調査査察部長 平成14年7月 退官 平成14年8月 税理士登録・開業 平成16年7月 当社監査役(現任)	(注)6	5
監査役		竹川 清	昭和27年4月11日生	昭和55年9月 公認会計士登録 昭和56年2月 税理士登録 平成8年12月 センチュリー監査法人(現 新日本有限責任監査法人)代表社員就任 平成20年6月 退任 平成20年7月 当社監査役(現任)	(注)6	2
監査役		渡邊 徹	昭和41年2月2日生	平成5年3月 司法修習終了 平成5年4月 大阪弁護士会にて弁護士登録 北浜法律事務所入所 平成10年1月 北浜法律事務所パートナー(現任) 平成25年6月 当社監査役(現任)	(注)7	—
計						2,650

- (注) 1 取締役 内林誠之は、社外取締役であります。
2 監査役 大木 洋、監査役 竹川 清及び監査役 渡邊 徹は、社外監査役であります。
3 代表取締役副会長 宮前洋昭は、代表取締役会長 宮前省三の実兄であります。
4 取締役の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5 監査役の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6 監査役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7 監査役の任期は、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
8 当社は、取締役会の一層の活性化を図るため、執行役員制度を導入しております。「意思決定・監督の機能」と「業務執行の機能」を分離し、取締役会は、経営の意思決定と業務執行を監督する機関として位置付けました。
取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	担当
専務執行役員	宮川 道信	開発本部長
執行役員	平川 省三	総務部長
執行役員	藤井 康博	営業部長
執行役員	藤井 満典	販促部長兼NB営業部長
執行役員	水谷 修	TSC事業本部長兼TSC商品部長
執行役員	前川 義之	第一商品部長
執行役員	四茂野 聡	IT・システム部長兼情報セキュリティ担当
執行役員	橘 悟	開発副本部長
執行役員	千葉 直郎	東京本部長兼人材開発部長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、企業倫理の重要性を認識し、かつ経営の健全性向上を図り、株主価値を重視した経営を展開すべきと考えております。また、企業競争力強化の観点から経営判断の迅速化を図ると同時に、持続的な企業価値向上を実現するために、意思決定及び業務執行並びにそれらの監督を適正に行える体制を構築し、経営の適法性、効率性及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に主眼を置いた経営を目標としております。

① 企業統治の体制及び内部統制システムの整備の状況

当社は、法令及び定款に基づく会社の機関として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置しております。これらが実効性をもって機能するために、業務の適正を確保するための体制等の整備についての基本方針を取締役会の決議により定め、当該基本方針の下で業務の適法性及び効率性を確保し、リスクの管理を実行することにより、内部統制の体制を整備しております。

A. 経営上の意思決定、業務執行及び監査、監督の体制

- a. 当社は、取締役・監査役制度を軸にコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

平成17年6月に意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化のため、取締役員数を削減するとともに（平成26年6月30日現在7名（うち社外取締役1名））、執行役員制度（平成26年6月30日現在9名：取締役兼務4名を除く）を導入いたしました。

- b. 取締役会は、原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。

当期において、取締役会は14回開催されました。

- c. 業務執行に関しては、代表取締役社長の指揮のもと、執行役員に責任と権限を大幅に移管しております。また、「職務分掌権限規程」に基づき効率的な業務執行を行っております。

経営会議は、経営全般の重要事項を審議し、部門活動の総合調整と業務執行の意思統一を図ることを目的として、取締役、監査役並びに執行役員により、原則月1回開催しております。

当期において、経営会議は12回開催されました。

- d. また、取締役並びに監査役からなる役員会を原則、毎週開催し、取締役会付議議案の検討や情報の共有化など意思疎通に重点を置いております。

- e. 経営の透明性の向上に向けて、株主に対する情報開示の強化に取り組むとともに、IR活動を通じて得た意見やアドバイスなどは、取締役会などを通して経営にフィードバックさせております。

- f. 当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は社外監査役3名を含んだ4名（平成26年6月30日現在）で構成されております。

常時1名の常勤監査役が執務しており、取締役会、役員会にはすべて出席し、客観的立場から取締役を監視できる体制となっております。

監査役のモニタリングは、広範な事業の内容にまで及んでおり、経営監視は有効に機能しているものと考えております。

社外監査役3名は、税理士（1名）及び公認会計士（1名）、弁護士（1名）であり専門的見地から監査を行っております。

- g. また、内部監査部門として社長直轄の検査部並びに東京検査部が設置されており、内部業務監査を実施しております。

- h. このほかに、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、企業活動における法令遵守、営業上の諸問題に対する対応を検討しております。

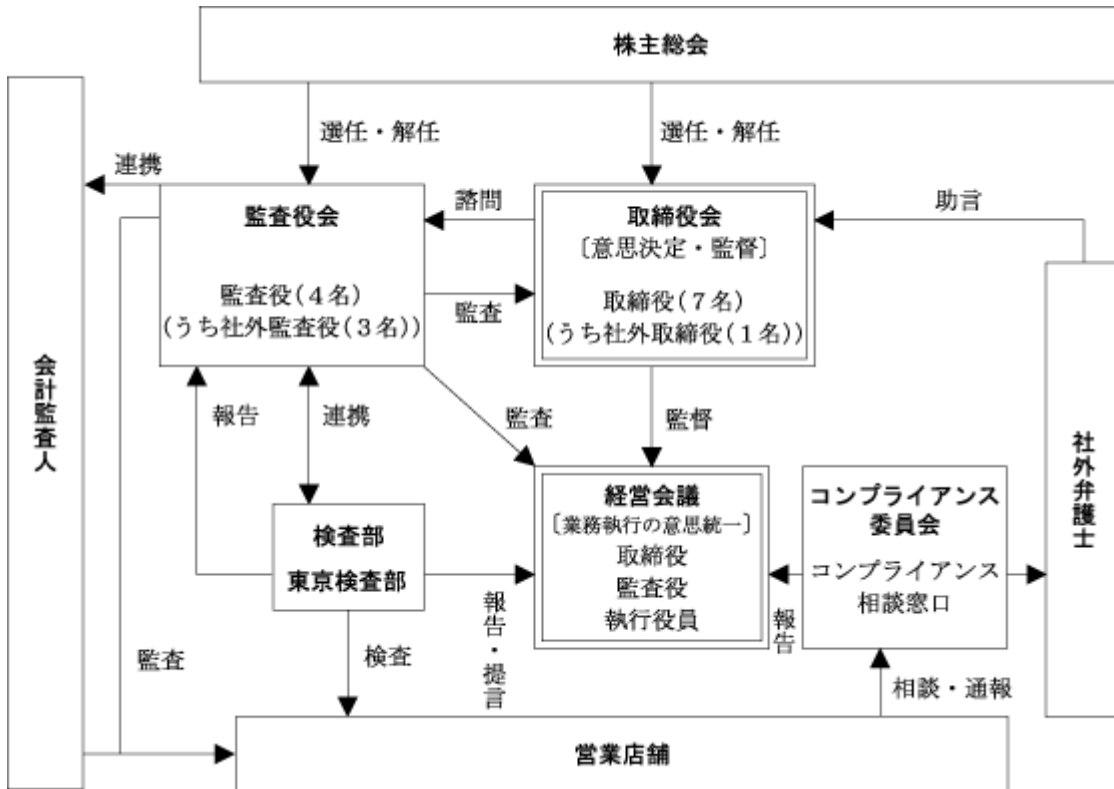
委員会には、連結対象会社をメンバーに加えて、グループ内の業務活動が適正に行われているかチェックしております。

- i. また、2名の弁護士と顧問契約を締結し、経営判断上の参考とするため、必要に応じて助言と指導を受けられる体制を設けております。

- j. 会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人を選任しており、正確な経営情報を迅速に提供するなど公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

B. 当社の業務執行の体制と内部統制システムの概要は下図のとおりであります。

(平成26年6月30日現在)



C. 内部統制システムの整備の状況

a. 情報保存管理体制

取締役の決定に関する記録（議事録並びにりん議書類等）は、文書管理規程に則り作成・保存しております。

b. リスク管理体制

- (a) 事業活動全般にわたり生じる様々なリスクのうち、経営戦略上のリスクについては、事前に関連部門においてリスクの分析やその対応策の検討を行い、必要に応じて役員会、経営会議において審議を行っております。
- (b) 業務運営上のリスクについては、リスク関連情報の収集、予兆の早期発見、早期対応を行うべく関連各部門との情報交換によりリスク管理を行っております。
特に個人情報に関しては、「情報セキュリティ担当役員」を設けており、マニュアルの更新、社内教育の徹底とともに情報システムを含めた社内管理体制を引き続き強化しております。
- (c) また、災害時における社員等の安否確認を行う携帯電話のメール機能を利用したシステムは引き続き更新しております。
- (d) 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

c. コンプライアンス体制

- (a) 役員、社員が法令及び社会通念等を遵守した行動を取るための行動規範として、コンプライアンス・マニュアルを制定しており、今後も、一層の遵守に努めてまいります。
- (b) 「コンプライアンス委員会」には、連結対象会社をメンバーに加えており、グループ内の業務活動が適正に行われているかチェックしております。
- (c) 役員及び社員が、企業倫理及び法令遵守上疑義ある行為等について情報提供を行う手段として内部通報制度を設けており、今後も、同制度を充実させてまいります。

(d) 暴力団排除条例に基づき、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断するとともに、それらの活動を助長させたり、経済的利益を含む一切の利益を供与することに加担しないこととしております。

万一、反社会的勢力及び団体から直接、間接を問わず不当な要求を受けた場合は、弁護士や警察と連携し、毅然とした対応を行うこととしております。

d. グループ会社管理体制

(a) 役員派遣等による子会社、関連会社とのコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

(b) 経営上の重要事項については、社内規程に基づき、親会社において承認を求めています。

(c) 業務執行状況、財務状況等について、定期的に報告を求めています。

(d) 危機発生時における親会社への連絡、または親会社による指示、監督を行う体制を構築しております。

e. 監査役職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役会からの独立性の確保に関する事項

(a) 現在、監査役職務を補助すべき使用人としては、兼任の使用人がおります。

(b) 監査役職務を補助すべき使用人の人事異動等については、あらかじめ監査役に承認を得るものいたします。

f. 監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、随時、監査役に報告することとしております。主な報告事項は、次のとおりであります。

(a) 当社またはグループ会社全体に影響を及ぼす重要決定事項

(b) 当社及びグループ会社の業績状況

(c) 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、当該事実に関する事項

(d) 内部監査の実施状況または業務遂行の状況

(e) 重要な開示情報の内容

(f) 上記(a)～(e)に該当するりん議書、報告書は原則として常勤監査役へ回付することとしております。

D. 監査役監査及び内部監査の状況

a. 監査役監査及び内部監査に係る人員及び手続き

当社の監査役監査につきましては、常勤監査役1名及び社外監査役3名が執務しており監査役会規則に従い監査役会を原則月1回開催し、監査の方針及び計画その他職務執行に係る事項を決定しております。また、常勤監査役は取締役会、役員会に出席し、客観的な立場から取締役を監視できる体制となっております。

また、常勤監査役1名は当社で経理部長を経験しており、社外監査役3名は税理士(1名)、公認会計士(1名)、弁護士(1名)であり、財務及び会計等に関する相当程度の知見を有しておりそれぞれ専門的見地から適宜発言を行っております。

また、内部監査につきましては、検査部並びに東京検査部(平成26年6月30日現在合計13名)が実施しております。

検査部並びに東京検査部は、各事業本部とは独立した立場にあり、年間業務計画に基づき、営業店の業務全般に亘り、定期的に(または必要に応じて随時)臨店検査を実施し、問題点や今後の課題を社長並びに監査役に報告する体制を採用しております。

b. 監査役及び会計監査の相互連携

監査計画立案時や監査実施過程において実効性を確保する上から連携しております。

(監査計画立案時における事項)

イ. 監査計画の基本的事項の調整

ロ. 経営環境の把握及び監査結果の情報交換

(監査実施における事項)

イ. 会計方針等の妥当性の検討

ロ. 取締役又は執行役員の不正や違法行為等への対応

c. 内部統制部門との関係

監査役、内部監査部門及び会計監査人は、それぞれ取締役及び内部統制を担う部門から必要な報告を受け、内部統制体制の整備状況の相当性を検討、確認しております。

E. 会計監査の状況

当社は、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人と会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を締結し、会計監査を受けております。

業務を執行した公認会計士は土居正明氏、西野裕久氏及び安井康二氏であり、会計監査業務に係わる補助者は、公認会計士5名、その他9名であります。

F. 社外取締役及び社外監査役の状況

a. 社外取締役及び社外監査役の員数

当社は社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。

b. 社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資本関係、又は取引関係その他の利害関係

社外取締役及び社外監査役と当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しております。なお、当社社外取締役 内林誠之氏は当社株式を4,400株、当社社外監査役 大木洋氏は同5,700株、竹川清氏は同2,000株を平成26年3月末現在保有しております。

また、当社は会社法第427条第1項に基づき、社外取締役1名及び社外監査役3名との間において、会社法第423条第1項の損害賠償について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

c. 社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役 内林誠之氏は、弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有していることから、法令を踏まえた客観的な視点で経営を監視できる人材として、社外取締役には適任であると考えております。

社外監査役 大木洋氏は、税理士として税務署長を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社業務執行の適法性を監査する社外監査役として、適任であると考えております。

社外監査役 竹川清氏は、公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社業務執行の適法性を監査する社外監査役として、適任であると考えております。

社外監査役 渡邊徹氏は、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、当社業務執行の適法性を監視する社外監査役として、適任であると考えております。

当社社外取締役及び社外監査役は、それぞれ異なる知見を有しており、それぞれの立場から当社業務執行の適法性を監査するとともに、独立した立場から経営を監視する役割を担っております。

d. 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

当社社外取締役及び社外監査役は、それぞれ弁護士や税理士など、高い専門性と豊富な知識や経験を備えており、それぞれの立場から当社業務執行の適法性が監査できるとともに、独立した立場から経営を監視することができる体制が整っていると判断しております。

なお、当社では社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は明確に定めておりませんが、東京証券取引所の定める独立性に関する基準を参考にして判断しており、当該社外取締役1名及び社外監査役3名全員を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

e. 社外取締役及び社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、内部監査部門からの内部監査の報告、監査役からの監査報告及び内部統制部門からの内部統制の整備、運用状況等に関する報告を定期的に受けることにより、当社グループの現状と課題を把握し、独立した視点で経営の監視、監督を行っております。

社外監査役は、上記の報告を同様に受けているほか、効率的かつ効果的に監査役監査を行うために、会計監査人及び内部監査部門並びに内部統制部門と情報の交換を含む緊密な協力関係を構築しております。

② リスク管理体制の整備の状況

上記、「① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況 C. 内部統制システムの整備の状況 b. リスク管理体制」のとおりであります。

③ 役員報酬の内容

A. 当事業年度に係る提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額及び員数

区分	員数	報酬額等の総額
取締役（うち 社外取締役）	7名（1名）	402百万円（9百万円）
監査役（うち 社外監査役）	5名（4名）	42百万円（23百万円）
合計	12名	445百万円

- (注) 1 取締役の支給限度額は、平成18年6月29日開催の第42回定時株主総会において、年額6億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）と決議いただいております。
- 2 監査役の支給限度額は、平成5年6月29日開催の第29回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。
- 3 当社は、平成18年6月29日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止しております。
- 4 上記報酬額は基本報酬であり、ストックオプション、賞与、退職慰労金等の報酬は支払っておりません。
- 5 上記の監査役員数には、平成25年6月27日開催の第49回定時株主総会の終結のときをもって退任した、社外監査役1名を含んでおります。

B. 当事業年度に係る提出会社役員ごとの連結報酬額等の総額等

	連結報酬等の総額	連結子会社合計	役員区分	会社別報酬額
代表取締役会長 宮前 省三	152百万円	提出会社	代表取締役会長	102百万円
		(株)青山キャピタル (連結子会社)	代表取締役社長	50百万円
代表取締役社長 青山 理	123百万円	提出会社	代表取締役社長	97百万円
		(株)青山キャピタル (連結子会社)	取締役	18百万円
		(株)青五 (連結子会社)	取締役	8百万円

- (注) 1 連結報酬額等の総額が1億円以上である役員を記載しております。
- 2 上記報酬額は基本報酬であり、ストックオプション、賞与、退職慰労金等の報酬は支払っておりません。

C. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

各職位に応じた職責や、経験、在任期間、会社業績など、総合的に判断し算定しております。

④ 株式保有状況

A. 保有目的が純投資目的以外である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 15銘柄

貸借対照表計上額の合計額 5,776百万円

B. 保有目的が純投資目的以外の目的である上場投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
大和ハウス工業(株)	968	1,761	取引関係の強化
東レ(株)	1,521	967	取引関係の強化
日清紡ホールディングス(株)	1,094	722	取引関係の強化
(株)物語コーポレーション	148	467	取引関係の強化
東洋紡績(株)	2,460	393	取引関係の強化
日本毛織(株)	454	325	取引関係の強化
(株)ワコールホールディングス	313	317	新たな取引関係の構築
帝人(株)	1,409	307	取引関係の強化
(株)広島銀行	200	92	財務活動の円滑化

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
大和ハウス工業(株)	968	1,694	取引関係の強化
東レ(株)	1,521	1,037	取引関係の強化
日清紡ホールディングス(株)	1,094	964	取引関係の強化
(株)物語コーポレーション	148	479	取引関係の強化
東洋紡績(株)	2,460	398	取引関係の強化
日本毛織(株)	454	363	取引関係の強化
帝人(株)	1,409	360	取引関係の強化
(株)ワコールホールディングス	313	329	新たな取引関係の構築
(株)広島銀行	200	86	財務活動の円滑化

C. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

D. 保有目的を変更した投資株式

該当事項はありません。

⑤ 取締役の定数及び取締役の選任決議について

当社の取締役は10名以内とする旨、並びに取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

⑥ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項及びその理由

A. 自己株式取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

B. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議により法令の限度において、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。

C. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元ができるよう、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	52	—	52	—
連結子会社	25	5	25	2
計	77	5	77	2

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模の観点から合理的監査日数等を勘案し、監査報酬額を決定しております。